

ID: 3073

担当部署: 福祉課

<b>処分の概要</b>	自立支援医療費の支給認定(障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律施行令第29条で定める基準に関する審査及び同令第35条に規定する負担上限額の算定に係るものに限る。)		
<b>法令名 根拠条項</b>	障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律 第54条第1項		
<b>法令番号</b>	平成17年法律第123号		
<b>【基準】</b>	<p>法第54条の規定による。 (支給認定等)</p> <p>第54条 市町村等は、前条第1項の申請に係る障害者等が、その心身の障害の状態からみて自立支援医療を受ける必要があり、かつ、当該障害者等又はその属する世帯の他の世帯員の所得の状況、治療状況その他の事情を勘案して政令で定める基準に該当する場合には、主務省令で定める自立支援医療の種類ごとに支給認定を行うものとする。ただし、当該障害者等が、自立支援医療のうち主務省令で定める種類の医療を、戦傷病者特別援護法(昭和38年法律第168号)又は心神喪失等の状態で重大な他害行為を行った者の医療及び観察等に関する法律(平成15年法律第110号)の規定により受けるときは、この限りでない。</p> <p>2 市町村等は、支給認定をしたときは、主務省令で定めるところにより、都道府県知事が指定する医療機関(以下「指定自立支援医療機関」という。)の中から、当該支給認定に係る障害者等が自立支援医療を受けるものを定めるものとする。</p> <p>3 市町村等は、支給認定をしたときは、支給認定を受けた障害者又は障害児の保護者(以下「支給認定障害者等」という。)に対し、主務省令で定めるところにより、次条に規定する支給認定の有効期間、前項の規定により定められた指定自立支援医療機関の名称その他の主務省令で定める事項を記載した自立支援医療受給者証(以下「医療受給者証」という。)を交付しなければならない。</p>		
<b>標準処理期間</b>	30日		
<b>備考</b>			
<b>設定年月日</b>	令和3年12月28日	<b>最終変更年月日</b>	令和5年10月31日